災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下総称して「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、地震・風水害・その他大規模災害等により、交通が途絶した場合（以下「災害時」という。）において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

（支援の範囲）

第２条　本協定の効力は甲内全域に及ぶものであること。ただし、乙の店舗（以下「店舗」という。）が所在していない都県市はこの限りではない。

（支援の内容）

第３条　本協定に賛同した店舗は、災害時において、帰宅困難者の支援のため必要があると認めるときは可能な範囲において、災害時帰宅支援ステーションとして帰宅困難者に対し、次の各号に掲げる支援を実施する。

（１）　店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（２）　店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

（災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第５条　本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

２　乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを本協定に賛同した店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

（経費の負担）

第６条　第４条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

（適用）

第８条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和　年　月　日までとする。なお、期間終了の１か月前までに、甲又は乙のいずれかからも特段の意思表示がない場合は、本協定は同一内容で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、甲、乙記名押印の上各々１通を保有する。

令和　　年　　月　　日